



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年4月11日](#)に臨時会議をリモートで行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

維持管理及び一貫した適用

- [IASB Update 2023年4月臨時—国際的な税制改革—第2の柱モデルルール](#)

維持管理及び一貫した適用

IASB Update 2023年4月臨時—国際的な税制改革—第2の柱モデルルール

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」の修正を提案した公開草案「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール」に対するフィードバックを検討し、当該プロジェクトの進め方を決定するために会合した。

繰延税金の会計処理に対する一時的な例外（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、第 2 の柱の法人所得税に関して、企業が繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しそれらに関する情報を開示するという IAS 第 12 号「法人所得税」の要求事項に対する一時的な例外を導入する提案について議論した。

IASB は次の提案を最終確定することを暫定的に決定した。

- 一時的な例外を導入する。
- 一時的な例外を強制とする。
- 一時的な例外がどれだけの期間にわたり適用されるのかは定めない。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- 一時的な例外の範囲には変更を加えない。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- 一時的な例外を適用した旨を開示することを企業に要求する提案を最終確定する。
13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

開示（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、第 2 の柱モデルルールが発効する前後において特定の情報を財務諸表利用者に開示することを企業に要求する提案について議論した。

IASB は、第 2 の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間について、企業が次のことを行うよう要求することを暫定的に決定した。

- a. 当該法制から生じる第 2 の柱の法人所得税に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が理解するのに役立つ情報を開示する。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

- b. 当該開示目的を、報告期間の末日現在のエクスポージャーに関する既知の又は合理的に見積可能な定性的情報及び定量的情報を開示することによって満たす。当該情報は、当該法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でも合理的に見積可能でもない範囲では、企業はその旨の記述を開示することを要求されることとなる。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB はまた、情報が既知でも合理的に見積可能でもない範囲で、企業が行った第 2 の柱の法人所得税に対するエクスポージャーの評価の進捗に関する情報を企業が開示することも、暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、第 2 の柱の法人所得税に係る当期税金費用（収益）を区分して開示することを企業に要求する提案を最終確定することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

経過措置及び発効日（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB は、修正への移行及び発効日に関する提案について議論した。

IASB は、一時的な例外の適用（及び当該例外を適用した旨の開示）を修正の公表後直ちに、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求する提案を最終確定することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 開示要求（企業が例外を適用した旨を開示するという要求を除く）を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求する提案を最終確定する。
- b. 開示要求（企業が例外を適用した旨を開示するという要求を除く）を 2023 年 12 月 31 日以前に終了する期中報告期間に係る期中財務報告書において適用することを企業は要求されない旨を定める。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12D）

IASB は、デュー・プロセスの手順及び IAS 第 12 号の修正の書面投票の許可を求める要請について議論した。

IASB は修正を再公開せずに最終確定することを決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

1 名の IASB が、修正の公表に反対票を投じる意向を示した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、修正を 2023 年 5 月後半に公表する予定である。